

AIUの組立保険

AIU INSURANCE COMPANY



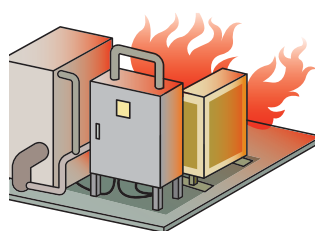
工事現場には様々な リスクがあります。

AIUの組立保険は、建物の内・外装工事、電気設備工事・空調設備工事・給排水設備工事・ガス設備工事等のビルの設備工事中の工事対象物に、また、機械設備や鋼構造物などの据付け、組立て中に不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合、その復旧費を補償する保険です。近年、建築技術の向上と建物の多様化により、様々なリフォーム、内・外装工事、設備工事が増えてきています。AIUの組立保険は、各種工事の円滑な遂行をサポートします。

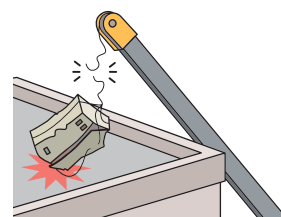
たとえばこんな時
保険金をお支払いします。

—— 組立保険でお支払いする事故の例 ——

工事現場において、不測かつ突発的な事故によって保険
※詳しくは、お支払いの対象となる主な損害・お支払いの対象とならない主な損害



●火災、破裂または爆発による事故



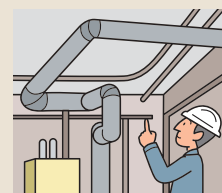
●組立作業の欠陥による事故

ご契約 方法

個別契約

➡ 詳しくは、P.3～6をご参照ください。

請負った工事ごとに保険のご契約をする方法です。
その都度、保険料をお払い込みいただけます。



組立保険の特徴

- 1 組立保険では、ビルの電気・給排水設備工事などの工事現場における火災による事故等不測かつ突発的な事故によって生じた、物的損害を補償します。
- 2 保険の対象となる工事の目的物などを損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理の費用(復旧費)をお支払いします。
- 3 請負工事の内容によって、ご契約方法をお選びいただくことができます。

個別契約

総括契約

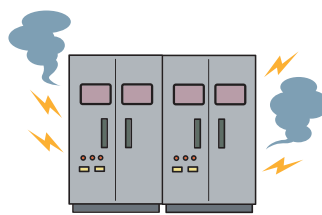
の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
(P.5)をご参照ください。



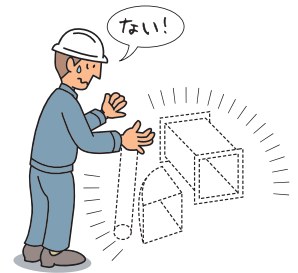
- 暴風雨、高潮、洪水、氾濫、落雷、冷害、氷害またはこれらに類似の自然変象による事故



- 設計・材質・または製作の欠陥による事故



- ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用、その他の電氣的現象による事故

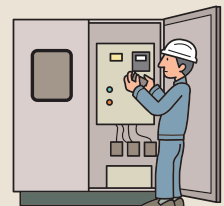
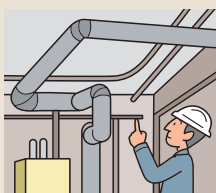


- 盗難

総括契約 〈組立保険総括契約に関する特約(保険料確定方式)〉

詳しくは、P.7~9をご参照ください。

1年間に施工するすべての工事をまとめてご契約する方法です。1年間の対象とするすべての工事の保険料をまとめてお払い込みいただきます(分割払もあります)。



組立保険の概要

対象となる工事

- 建物の内・外装工事
- 電気工事・冷暖房工事・給排水衛生・ガス設備工事などのビル付帯設備工事
- 各種作業機械設置工事
- 情報通信機器設置工事
- 立体駐車場・エレベーター設置工事
- 工場の電気設備工事
- 看板・電光掲示板・ネオンサイン工事
- プール工事
- 各種製造・プラント工事
- その他の工事



※上記以外の工事も対象となる場合があります。
詳しくは、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。



右の工事は対象となりませんので
ご注意ください

- 土木工事（基礎工事を含みます。）
- 鋼構造を主体としない建物（ビル・住宅等）の建築工事
ただし、コンクリート製サイロ、灯台の工事は対象となります。
- 船舶に関わる工事
- 分解・解体・撤去・取片づけ工事

保険の対象

工事現場における右の物が
保険の対象となります。

- 1 工事の目的物およびその材料
- 2 仮枠、足場、電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備その他の工事用仮設物
- 3 現場事務所、じゅう 宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容の
什器・備品



右の物は保険の対象から
除外されます

- 据付機械設備等の工事用仮設備、工事用機械器具
およびこれらの部品
- 航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに準ずる物
- 触媒、ばい 溶剤、ばい 冷媒、ばい 熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物
- 原料または燃料その他これらに準ずる物

保険契約者

発注者または受注者などの工事関係者が保険契約者となります。

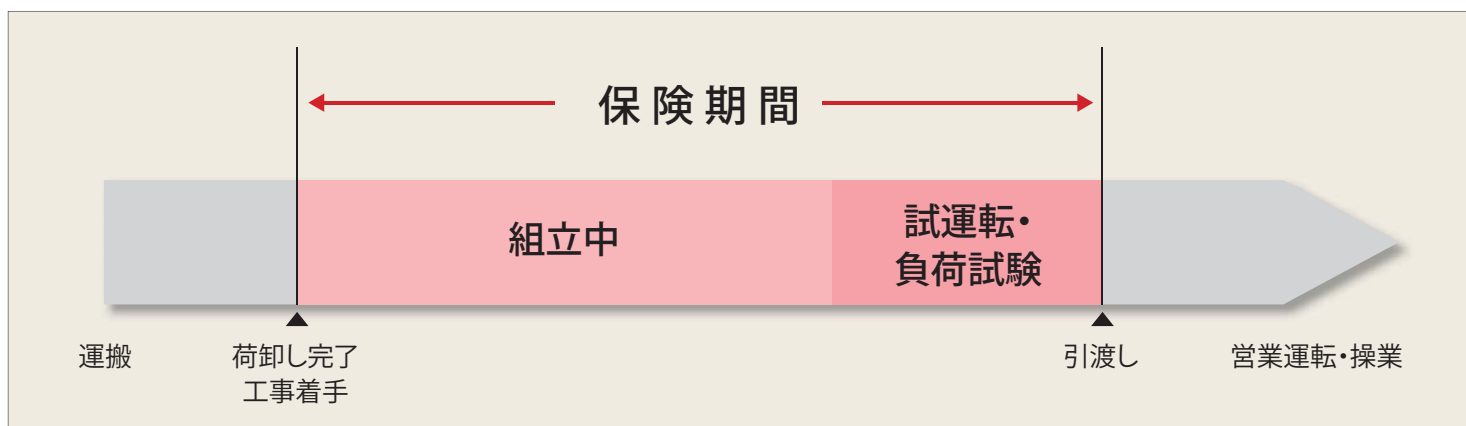
被保険者

原則として、対象工事にかかわる発注者、受注者などの工事関係者となります。

保険期間（保険責任期間）

工事現場において、保険の対象とする工事の着手の時から、工事の目的物の完成引渡しまでの工事期間を保険期間としてご契約ください。

- 引渡し前に保険の対象が操業を開始した場合には、その時をもって終わります。
- 保険の対象の引渡しの時が当初契約した保険期間後となる場合は、その保険期間の終了前に保険期間延長のお手続きが必要です。
- 工事用材料・工事用仮設材については、その荷卸しが完了した時から保険責任が開始されます。



保険金額

対象となる工事の請負金額を保険金額とします。
(消費税を含みます。)

- 請負金額に含まれない支給材料（機械、部品、材料）を請負金額に加算します。
- 保険の対象に古品の機械、機械設備または装置（古品機械）が含まれる場合は、古品機械と同種、同能力の新規の機械、機械設備または装置を完成するのに必要とする価額に換算します（「古品機械に関する特約」をセットします。）。
- 保険金額が請負金額に不足するときは、その不足する割合によって、お支払する保険金を削減させていただきますのでご注意ください。

保険金額

=

請負金額

消費税を含めます。
請負金額に含まれない支給材料がある場合には
請負金額に加算します。

ご契約の際には、工事内容の確認のため、請負契約書、請負金額内訳書、工事工程表などをご用意ください。

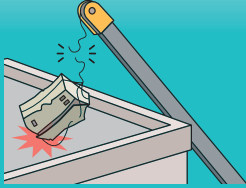
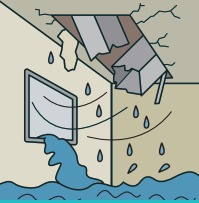
補償の内容

お支払いの対象となる主な損害・お支払いの対象とならない主な損害

工事現場において、「不測かつ突発的な事故」によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
(消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。)

不測かつ突発的な事故とは・・・下記の条件をすべて満たす場合の事故をいいます。

- ①事故そのものが突発的(偶然な)に生じたものであること。
- ②保険の対象の性質に基づく損害でないこと。
- ③予測し、予防することができないものであること。

	お支払いの対象となる主な損害	お支払いの対象とならない主な損害
 <p>工事に伴う危険による損害</p>	<p>火災、破裂または爆発^(注)、組立作業の欠陥、設計、材質または製作の欠陥による原因で保険の対象に生じた損害 など</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●夜間火災が発生し、仮設建物および収容^{じゅう}の什器・備品を焼損した。 ●冷凍機械据付中に溶接の火花により火災が発生し、据付中の冷凍機、断熱材を焼損した。 ●各種機械設備の工事中、作業ミスにより工事用のケーブルを損傷した。 <p>(注) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象の自然の消耗(さび、スケールなどを含みます。)もしくは劣化または性質によって生じた損害 ●保険の対象が工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその部分に生じた損害 ●保険の対象の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用^(※) など <p><small>※事故を伴わない欠陥自体(設計ミスによる不具合など)を除去するための補修工事や取替工事などを行っても、これらは欠陥を除去する費用です。お支払いの対象とはなりません。ただし、設計・材質・製作の欠陥が原因で、その他の保険の対象部分に事故が生じた場合は、その欠陥部分を含めて保険の対象に生じた損害をお支払いします。</small></p>
 <p>その他の損害</p>	<p>暴風雨、高潮、洪水、盗難^(注)などによって保険の対象に生じた損害 など</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●豪雨により浸水し工事中の受変電設備が冠水した。 ●外装工事中、強風により取り付け中の外部パネルが飛ばされた。 ●夜間作業所のドアがこじあけられ、工事材料のバルブなどが盗難にあった。 <p>(注) 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●在高の調査によって発見された紛失または不足の損害 ●完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害 など

その他のお支払いの対象とならない主な損害

- 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- 暴動または騒擾もしくはこれに類似の集団行動による損害
- 労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 核燃料物質の放射性・爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- 放射線照射または放射能汚染による損害
- 保険料領収前に生じた事故による損害
- コンピュータ・ネットワークの不具合やデータまたはソフトウェアの破壊や改ざん等に起因する損害

など

お支払いする保険金

保険金

損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用(復旧費)から、免責金額を差し引いた額をお支払いたします。

保険金

=

損害の額(復旧費)

−

免責金額

保険金

- 保険金の額は、保険金額(ご契約金額)を限度とします。
- 保険金額が請負金額(支給材料があるときはそれを加算した額)に不足するときは、次の算式によって算出した保険金をお支払いたします。ただし、1回の事故につき、保険金額を限度とします。

$$\text{保険金} = (\text{損害の額(復旧費)} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}}$$

損害の額(復旧費)

- 復旧費は、請負金額を構成する費目ごとの単価・数量などによって計算した額を基に定めます。
- 工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれらに収容の什器・備品については、これらの物の時価により損害の額を算出し、1事故につき保険金額(ご契約金額)の2%相当額または500万円のいずれか低い額をもって限度とします。
- 損害が生じた保険の対象に残存物があるときは、その価額を損害の額から差し引いた残額をもって損害額とします。
- 損害の発生または拡大防止のために必要・有益な費用(ただし、弊社が承認したものに限り)は損害の額に加算します。
- 次の費用は復旧費に含まれません。
 - ①仮修理費
 - ②模様替えまたは改良による増加費用
 - ③保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用。

免責金額

保険契約者または被保険者が自己負担する額のことをいいます。



セットできる特約およびその概要

お客さまのご要望に応じて、特約がセットできます。詳細につきましては保険の約款をご覧ください。か、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

組立保険総括契約に関する特約(保険料確定方式)

建物の内・外装工事、
ビルの設備工事に
AIUの組立保険総括契約を
(保険料確定方式)
おすすめします。

組立保険総括契約(保険料確定方式)の特徴

- 1 経営安定** 組立工事中に生じる不測の損害による突然の出費を予算化できます。
- 2 安心** 保険期間中(ご契約期間:1年間)に貴社が施工しているすべての対象工事をまとめて補償しますので、保険の手配漏れのご心配がありません。
- 3 簡単** 直近会計年度における対象工事の完成工事高をお知らせいただくだけで、年間の保険料を算出しますので、お見積りも簡単です。
- 4 便利** 保険料分割払の場合、口座振替もご利用いただけます。
- 5 効率的** 年間総括契約のため、1工事ごとに保険を手配する必要がありません。ご契約後も、1件ごとに工事内容の通知や保険料の精算をしていただく必要はありませんので、事務処理を効率化できます。

対象となる工事

保険期間中に施工される右のすべての工事が対象となります。

- 建物の内・外装工事
- 電気工事・冷暖房工事・給排水衛生・ガス設備工事などのビル付帯設備工事



右の工事は対象となりませんのでご注意ください

- 土木工事（基礎工事を含みます）
- 鋼構造を主体としない建物の建築工事
ただし、コンクリート製サイロ、灯台の工事は対象となります。
- 船舶に関わる工事
- 分解・解体・撤去工事
- JV工事（発注者より一括して発注される場合）

建物の内・外装工事、ビル付帯設備工事以外の工事が含まれる場合には、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

保険の対象

組立保険の概要 (P.3) に記載の内容と同じです。

保険契約者

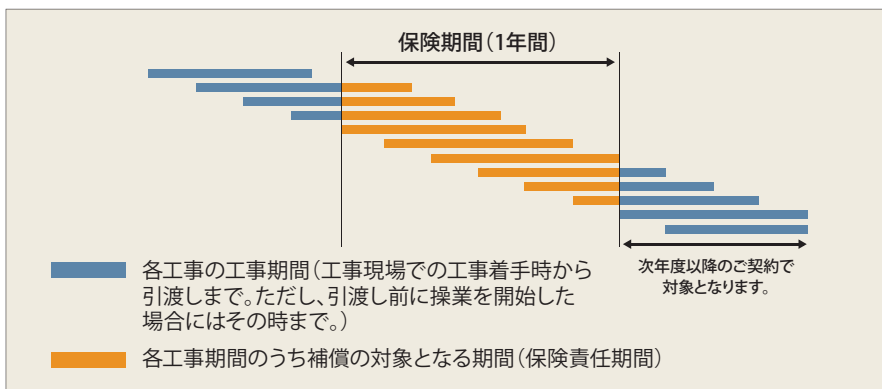
組立保険の概要 (P.4) に記載の内容と同じです。

被保険者

組立保険の概要 (P.4) に記載の内容と同じです。

保険期間（保険責任期間）

保険期間は1年間とし、保険期間中に発生した事故を補償します。個々の工事ごとの保険責任期間（補償の対象となる期間）は、右の図のとおりです。



保険金額

保険契約締結時の直近の会計年度（1年間）における対象工事の完成工事高の税込総額を保険金額とします。

- 対象とならない工事の金額が算入されているときはその金額を控除します。
- 対象とする工事を限定してご契約いただく場合（民間発注工事のみ等）は、直近会計年度における工事実績の内訳を対象工事・対象外工事ごとに分類把握できる資料（工事経歴書等）をご用意ください。

確認資料

ご契約の際には、直近会計年度（1年間）における完成工事高の税込総額を確認できる次のいずれかの写しをご用意ください。

- ① 損益計算書
- ② 税務申告書類（建設業以外の業種を兼業していない場合に限り。）

組立保険総括契約に関する特約(保険料確定方式)

お支払いする保険金

保険金

補償の内容(P.6)に記載の内容と同じです。

保険金

=

損害の額(復旧費)

-

免責金額

保険金

補償の内容(P.6)に記載の内容と同じです。

損害の額(復旧費)

損害の額(復旧費)は、補償の内容(P.6)に記載の内容と同じです。

また、総括契約(保険料確定方式)では請負金額に算入されていない支給材料に発生した損害は、1事故50万円を限度としてお支払いします。ただし、支給材料以外の損害額とあわせて請負金額を限度とします。

免責金額

補償の内容(P.6)に記載の内容と同じです。

お支払いの対象となる主な損害・お支払いの対象とならない主な損害

補償の内容(P.5)に記載の内容と同じです。

組立保険総括契約(保険料確定方式)をご契約の際のご注意

次のいずれかに該当する場合は、組立保険総括契約(保険料確定方式)でのご契約はできません。別途、保険料暫定方式でのご契約をご案内しますので、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

- 1 新規事業・新規法人など、直近会計年度の完成工事高を把握できない場合
- 2 決算期変更などの理由により、直近の会計年度が1年間でない場合
- 3 保険期間中に施工される対象工事の請負金額の合計額が保険金額を著しく上回るまたは下回ることが既に予定されている場合
- 4 保険金額が30億円を超える場合

その他、ご契約の際には下記にご注意ください。

- 保険期間中に施工される対象工事の請負金額の合計額が保険金額を上回った場合または下回った場合でも、保険料の返還または請求を行いません。
- 保険期間の途中で保険金額の増額または減額をすることはできません。
- 保険期間または保険責任期間を延長または短縮することはできません。
- 保険期間の途中において、保険料の精算をする方式に変更することはできません。
- 組立保険総括契約(保険料確定方式)は、保険期間中に生じた損害のみを補償しますので、工事が保険期間終了後まで継続する場合、保険期間終了後に生じた損害については補償されません。公共工事等で発注者(官公庁等)に保険証券を提出する場合、この補償の対象となる期間等が発注者の要件に沿わないことがありますので、ご注意ください。

ご注意事項

お申込みの際、ご注意いただきたいこと

- ご契約者または被保険者になられる方には損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち下記事項など、申込書の記載事項として告知いただく事項につきまして、ご契約時に事実を正確にご回答いただく義務があります。
 - 工事名・工事現場(所在地)・発注者・請負金額・支給材料の有無およびその金額・工事期間
 - この保険契約と同一の損害を補償する他の保険契約の有無(共済契約を含む) など
- 上記の告知いただく事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なる告知をされますと、保険金をお支払いできない場合やご契約を解除^(注)させていただく場合がありますので、ご注意ください。
(注)解除とは、弊社の意思によって、保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
- 上記告知につきましては、取扱代理店または、弊社にご連絡ください。弊社の取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約締結の代理権および告知受領権を有しています。

ご契約後にご注意いただきたいこと

- 保険証券は大切に保管してください。
保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および添付されている普通保険約款・セットされる特約をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご契約後、下記に該当する事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。通知されなかった場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、損害発生の可能性が著しく増加した場合は、ご契約を解除させていただく場合があります。
 - 工事を中断、再開または放棄すること
 - 設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと
 - ご契約時、告知いただいた内容と申込書に※を表示した項目に変化を生じさせる事実が発生する場合
 - 普通保険約款またはセットされる特約において、通知するよう定められた事実が発生する場合また、以下の場合も遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。
 - 保険証券記載の住所または通知先を変更したとき
 - 保険金額に変更が生じたとき
 - 保険の対象を譲渡するとき^(注)
 - その他保険証券または申込書の記載事項に変更が生じたとき(注)保険の対象が譲渡されますとご契約いただいている保険契約は失効になり、その事実が発生した時以降、この保険契約の全部または一部の効力が失われます。
(詳細については「保険の約款」にてご確認ください。)
- 弊社は、リスク実態を適切に把握する必要があるため、保険の対象または工事現場を調査させていただくことがあります。また、調査の際、事故発生のおそれ大きいと認められる場合には、弊社は保険契約者または被保険者ご自身の費用で事故発生を防止するために必要な措置をとることを請求することがあります。
正当な理由がなくこの調査・請求を拒まれた場合には、ご契約を解除させていただいたり、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご了承ください。

保険料の払込みについて

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。また、払込手段につきましては、口座振替方式等がありますので、お客様のご希望にあった払込方法・払込手段をお選びください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

事故が起きた場合

- 万一、事故が起きた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。なお、その損害が拡大しないように適切な対応を行ってください。
- 損害に関わる物件を保管してください。また、損害の状態の変更を行わないでください。保管上変更が必要な場合は、弊社にご相談ください。
- 損害賠償責任を補償する保険金(特約)に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとする時は、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認のないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: TEL 03-3216-6611

午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ・お申込みは